

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第三部 労働政策

第三編 労働組合・共産党・大衆運動対策

第三章 朝鮮人対策

外国人登録法の制定

主として朝鮮人対策である外国人登録法は第一三国会で成立し、四月二八日公布されたが、その制定の理由を政府は次のとおり説明した(四月三日参議院外務・法務委員会における政府委員の説明。)

現行の外国人登録令は、昭和二十二年五月ポツダム勅令として終戦後における最初の外国人管理法規として制定実施せられたものであります。その後昭和二十六年一月出入国管理令の施行に伴い、一般外国人の出入国については管理令の適用を受けることとなり従って外国人登録令は一般外国人の登録関係と朝鮮人及び台湾人の出入国の規則とがその内容をなすに至りました。

平和条約発効後においては、朝鮮人及び台湾人は、日本の国籍を離脱し、外国人として出入国管理令の適用を受けることと相成ります。従って現行の外国人登録令の連合最高司令官の入国許可及びこれに附随する不法入国者の退去強制等の規定は外国人登録令としては不必要となり、ここに根本的な改正を必要とするに至りましたと同時に、登録関係の規定の内容においても不備な点が多々ございますので、この際政府としましては、外国人登録令を廃止し、新たに外国人登録法を制定いたしまして、平和回復後の在留外国人の管理の適正を期して参りたい所存であります。

以上がこの法律案の提案理由であります。何卒慎重審議の上、速かに可決せられるよう希望いたします。

提案理由の説明に続きまして順序といたしまして法案の逐条的な御説明をいたすわけではありますが、その前に現在の出入国管理制度がどういう経緯の下に創設されたのか、又これが現在如何ように運営され且つ平和条約発効後において如何なる問題をどのような方針で処理されるのか、その大要を御説明いたしまして、法案審議の御参考に供したいと存じます。

第一に出入国管理制度の今日に至りました経緯を申し上げます。御承知のごとく終戦前における我が国の外国人の出入国及び滞在に関する管理行政は、内務省の管轄の下にいわゆる外事警察の機構の下に内務省令でその取扱規定を定めていたのであります。終戦に伴いこれらの機構は一切停止せられ、占領軍の直接管理の下に置かれました。即ち朝鮮人、台湾人を含めた外国人の出入国は連合最高司令官の許可を必要とし、これに対する事務は総司令部の中央及び地方の機構の下で処理されることに相成りました。昭和二十二年五月に至り初めてポツダム勅令として外国人登録令が施行さ

れ、占領軍の管轄下において国内的な措置がとられるに至りました。更に昭和二十四年八月、出入国管理に関する政令が制定せられ、総司令部の行う出入国管理の下に不法入国の取締その他国内行政機関の行う事務及び実施に必要な機構が定められ、外務省に現在の入国管理庁の前身である入国管理部が設置されるに至ったのであります。昭和二十五年二月二十日、連合軍最高司令官から入国管理に関する既存の法令及び機構を再検討し、これを一般に認められた国際慣行に一致させるために必要な措置をできるだけ早くとるべきことを指令した覚書を受けまして、更に同年九月十五日附の覚書で出入国管理に関する件の覚書によりまして、不法入国者又は不法在留者を司法保護組織又は警察組織と全然関係のない別個の機構に収容して所要の手続をとるべきことを要請されたのであります。これらの覚書に基きまして政府は昭和二十五年九月三十日、ポツダム政令を以て出入国管理庁設置令を制定され、同年十月一日から外務省の外局として出入国管理庁が発足したのであります。これに対し総司令部側から、司法保護組織又は警察組織と別個の独立した新機構の設置を見たことはいいが、不法入国者に対する退去強制等の手続が依然として司法手続を基礎にしておる点は、一般国際慣行にマッチしていないとの理由を以て、改めて新しき手続令を制定すべき旨の要望があったのでございます。その結果政府におきまして、昭和二十六年二月二十八日ポツダム政令を以て、不法入国者等退去強制手続令を制定いたしましたのであります。然るに右の手続令の主要部分の実施に先立ちまして、たまたま本問題のため総司令部がアメリカ本国から招聘しました米人顧問から、右しき手続令は実行上難点が多いこと及び講和を控えて単に退去強制手続のみならず出入国全般に亘つての手続を含んだ包括的な管理令を制定すべき旨の勧告がありまして、総司令部側においてもこの勧告を採用いたしました結果出入国全般に亘る諸管理を規定いたす出入国管理令の制定を見るに至ったのであります。同時にこの政令を運営するに必要な入国管理庁設置令を制定いたし、ここに連合軍最高司令官の覚書にございました国際慣行に一致した法令と機構との整備を見るに至ったのであります。ただこの二政令は、連合軍最高司令官の出入国管理の権限との関連におきまして、即ち直ちに法律化できない実情に置かれておるので、取りあえずポツダム政令として昭和二十六年十月四日公布いたし同年十一月一日から施行いたしまして今日に至った次第でございます。

第二にこれらの政令の内容についてその概略を申し上げます。出入国管理令につきましては、出入国管理の方式といたしまして、一般的に承認されました国際慣行に基いて外国人の入国は原則的に自由であるとし、ただ上陸のための条件に適合していない場合には入国できないものとしております。この考え方は、従来の外国人登録令第三条の規定が、外国人は原則として本邦に入国することができないものとし、例外的に連合軍最高司令官の許可によってこの禁止が解除されるという特殊な管理方式と正反対の立場に立ち、更に寄港地上陸、観光上陸、転船上陸、緊急上陸及び水難上陸のような特例上陸についても、一般の国際慣行に合致するよう十分な配慮が払われております。又入国の制限事由及び退去強制事由は、本来その国の国内事項ではありますが、いずれも先進諸国の例に倣って合理性のある規定を設けております。更にこれらの処分はすべて行政処分によって解決されますが、この手続は人権保障を旨とし民主的な運営を期しております。本邦に在留する外国人の管理につきましては、個々の在留資格及び在留期間を定めまして著しい逸脱のないよう規制いたしております。最後に日本人の出国、帰国につきましても、その方法を規定しまして、密出国のないよう注意を払っております。

入国管理庁設置令につきましては、出入国管理令施行に伴って生ずる権限、事務等を能率的に運営せんとするものでありまして、出入国の管理に関する任務を一体的に遂行する責任を負う唯一の行政機関としての立場を明らかにし、本庁には長官官房、実施部及び審判調査部を置きまして、それぞれの任務を定め、附属機関としましては、入国管理庁研修所及び入国者収容所を設け特に研修所におきましては出入国の管理という新しい重大職責、即ち外国人を相手に直接いろいろな行政手続をすることは極めて困難な上に、日本の対外的評価にも関連いたします国の機関として重大な責任を伴うところの仕事でありますので、経験者のいないこの分野に、有能な職員を養成することを期しております。

更に地方支部局といたしまして、現在全国に十一カ所の出張所を設けまして、これに入国審査官及び入国警備官を配置いたして、それぞれ必要な任務を遂行させまして、最後に関係行政機関の協力に関する規定を設けて、この仕事が円滑に運用できるようにいたしてあるのであります。今般昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に伴いまして、外務省関係のポツダム命令のうち、特にこの二政令のみを一部改正の上法律化したそうとする政府の意図は、以上申上げました通り、飽くまでもこの二政令が国際慣行と一致するように立案されたものであり、我が国が平和条約発効後に国際社会の一員となった場合におきましても、そのまま法律として効力を得せしめて決して不都合はないものと信じ、ここに本法律案として提案をいたした次第でございます。

第三に最近問題となっております朝鮮人及び台湾人と出入国者理令との関係を申し上げます。昨年十一月、管理令が施行されました当時、朝鮮人、台湾人はこの特殊な国内法上の地位に鑑みまして、管理令の適用から除外をいたし、従来通り外国人登録令を適用することといたしました。併しながら平和条約発効後、これらの者は日本の国籍を離脱し、外国人となるわけでありまして、出入国管理令の適用については、一般外国人と同様の取扱をし、差別待遇はしないことを原則といたしますが、その特殊性に鑑み国籍の転換に際し、適切妥当な経過的措置が必要であると考えております。その内容につきましては、目下進行中の日韓会談で話し合いが行われておりまして、その結果が決定次第別に法律を以って規定することとしまして、それまでは取りあえず平和条約発効後も引き続き本邦に居住できるように、今回提案した法律で規定を設けている次第でございます。朝鮮人、台湾人に対し、国籍転換に際し管理令上如何なる取扱をするかは、日韓会談の結果を待たねばならない次第でありまして、政府としましては、現在日本に居住する朝鮮人、台湾人に対し人道に反するような不当なる取扱をする意図は毛頭ございません。従ってこれらの人たちが善良なる外国人である限りは、日本における居住は確保されるのでありますが、従来ややもすれば政府の真意を曲解する向があることを誠に遺憾に存じております。

最後に平和条約発効に伴いまして、現在連合国最高司令官の有する外国人の日本への入国許可の権限もなくなり、名実共に国際社会の一員として日本政府が自主的に外国人の管理事務を遂行することとなりますが、その責任官庁たる入国管理庁としては、只今申しました沿革に示された人権尊重の根本精神を堅持いたして、慎重な態度を以て今後の事態に処して遺憾なきを期して参りたいと思っております。

以上簡単でございますが、説明を終わります。

登録拒否とその対策

五七万人にのぼる在日朝鮮人は、外国人登録法は徴兵・強制送還の資料をつくるためだとして強硬に反対、法務省入国管理局が九月二九日からはじめた登録きりかえ措置を拒否した。一〇月二一日には、登録ずみは一割にもみたく、しめきり日の二八日を前にしてさえわずか二割であったので、木村法相は一〇月二三日つぎのような談話を発表した(要旨)。

登録切替えについて種々の推測や宣伝が行われているが、登録したものは日本政府の保護を受けられこそすれ、不利になることはあり得ない。ことに管理令の送還規定の運用は人道上過酷な結果にならぬよう留意し、貧困者であるというだけで強制送還することはない。まして登録が外国政府の徴兵の資料に使われるなどというのは全く一部悪質分子の謀略にすぎぬ。今度切替えによる登録証は外国人が将来日本に居住するにあたって例えば食糧配給生活扶助など日本居住を合法化する唯一の基礎となるもので登録切替えをしない者はこれらの面で不利になるのだ、切替えの期間延長はしない。したがって二十八日までに申請しなかったものはすべて違反者となり刑罰に処せられることになる。当局としては少数の登録妨害者に対しては断固たる措置をとる方針だ。

また、一一月一〇日現在なお四万八千人の未登録者がいる事情から、最高検では一一月末違反者の摘発を強化することを決定した。これにつき、佐藤検事総長は次のように語った。

最高検としては関係官庁の調査をもとに違反者の摘発を行うがあくまで悪質者の追及に重点を置く方針である。

朝鮮人を強制的に隔離

政府は七月一五日の治安閣僚懇談会で、「不法」朝鮮人を強制送かんする方針をたてたが、その引取り交渉が停頓しているため、治安当局は、国内に強制収容所を設けて強制的に「隔離」することを要望、該当朝鮮人は三・四千人であるとの見込みをたてた。木村法相は八月一二日奈良ホテルで記者団と会見したさいこの問題につき次のように述べた。

不良朝鮮人を強制送還せよというのは国を挙げての世論といってよいが、目下は日韓会談が進展せず、またさきに韓国側は密入国者以外は受入れられぬといって百二十五名を拒否してきた事実もあるので、政府としては会談の妥結まで強制送還該当者が相当数たまってもしつつかえない態勢に収容施設を急速に拡充する必要があり、その場所や規模について具体的に検討中である、現在の収容力は長崎県大村収容所に千名を収容できるにすぎない。

なお政府は密入国者や刑の執行を終ったもののほか、公安上有害な分子を送還することも考えている。ただ不良朝鮮人を憎むのあまり善良な人たちまで憎むことになっては由々しい問題である。現在生活保護法により扶助を受けている朝鮮人は六万人におよび、その金額も六億円を越えている。その他直接間接の国費二十億円におよぶものが在日朝鮮人のために支出されているが、その一部が破壊活動資金に流れているとのウワサもある。政府としては朝鮮人に対する総合的対策を速かにたてることが緊急の問題であることを痛感している。場合によっては政府はこのための機関を設けることになるかも知れない。

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
